

平成29年度に実施した消費・安全対策交付金事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第7の3に基づき以下のとおり公表します。

平成29年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	備考 (県による評価の概要)	
I	安全性向上措置の検証・普及のうち食品の安全性向上措置の検証	有害化学物質及びび有害微生物のリスク低減化技術の検証対象とする類型数 5	5	100%	A	726,746	329,452	栽培本数と茎葉及び玄米のヒ素吸収量の傾向を明らかにでき、有意な結果が得られた。現地土壌を用いたポット試験において、常時湛水区と節水区の生育、収量、収穫期の作物体中ヒ素濃度及び吸収量は同程度であったこと、生育時期別のヒ素吸収量が把握でき、有意な結果が得られた。	
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	カドミウム低吸収性イネの取組	2	2	100%	A	1,371,548	1,371,548	3連4落の水管理は玄米の無機ヒ素濃度及び稲わらの総ヒ素濃度を低減できるが降雨の影響も大きいことや、現地試験によりコンヒカリ環1号による作物体中カドミウム濃度の低減効果が確認でき、有意な結果が得られた。 今後ともコメ中のカドミウムとヒ素両方のリスク管理体制の確立に向けた取組を継続していく必要がある。
		カドミウム低吸収性イネの実証面積	6.8a	6.8a	100%	A			
	農業の適正使用等の総合的な推進	農業の不適切な販売及び使用の発生割合	27.5%	36.7%	87%	A	1,242,296	470,000	農業適正使用啓発リーフレットの作成・配布、各種研修会の実施、農業管理指導士認定事業の実施等を通じ、農業の正しい知識の普及、農業の適正販売・適正使用の啓発を行った。 販売者に対する立入調査では、届出(変更又は廃止)の遅延、非農耕地用除草剤の表示漏れ、農耕地用・非農耕地用除草剤を区別して陳列していない等の不適正が散見された。 使用者に対する立入調査については、ゴルフ場及び無人航空機防除実施者以外は、不適正使用の疑義が生じた場合に実施するが、29年度は3件の不適正使用事例が発生したため、不適正な使用者数の割合が高くなる結果となった。 今後は、農業の適正販売・適正使用が更に徹底されるよう、各種研修会や啓発活動、立入調査による監視・指導、その他のあらゆる機会・手段を活用した情報提供に力を入れ、農業の適正販売・適正使用を一層推進する。
		畜産物の安全の確保	立入検査等の実施率 6.9%	8.6%	125%	A	109,000	54,000	不適正な飼料の取扱い事例はなく、飼料の安全性を確認できた。
	水産物の安全の確保	貝毒発生監視調査の実施数 84回	84回	100%	A	2,212,000	1,106,000	当初計画した回数どおり貝毒検査及びプランクトン調査を実施したことにより、県内で生産される二枚貝の安全性を確認できた。今後とも引き続き、貝毒等の食中毒の原因となる危害発生動向の監視を実施していく必要がある。	
	小計					5,661,590	3,331,000		
II	食品トレーサビリティの普及促進								
小計						0	0		
III	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 103.1%	114.4%	111%	A	9,954,154	4,974,000	平成29年度は、県内死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出が相次ぎ、香川県の高病原性鶏場でも本病の発生が1件見られたが、県内養鶏場では発生を防止できた。 その他の伝染性疾患については、平成28年度と比較して、監視伝染病(牛白血病やBVD-MD、豚丹毒等)の発生件数及び、クロストリジウムやコクシジウム、ロタウイルス、RSウイルスなどの感染症の発生件数が増加したが、これらは主に環境常在性の病原体に起因したものであり、各発生は局地的な発生に留まり農場間・地域内伝播は防止できている。また、検査件数については、大規模農場のヨーネ病清浄性確認検査及び肉用繁殖牛のヨーネ病検査の開始により、目標値を大幅に上回り、達成度はA評価となった。 本事業を活用して、伝染性疾患の予防・発生低減を目標に、衛生検査に基づく飼養管理指導や、疾病等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組を行うことにより、農場の衛生レベル向上を図ったところである。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上にも取組んでおり、今後も継続した取組により、衛生意識をより浸透させる必要がある。	
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数に占める割合 100.0%	100.0%	100%	A	1,377,000	688,000	当初の計画どおり養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのグダア寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係協同や養殖経営体への指導及び養殖水産物の医薬品残留検査を継続するとともに、疾病診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。	
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等								
	輸出検査条件の確立								
小計						11,331,154	5,662,000		
総計・総合評価				106%	A	16,992,744	8,993,000 (0)		

1 様式は、「消費・安全対策交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16消安第10270号 農林水産事務次官依命通知)別紙様式第2号-1に準ずる。
2 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
A……達成度80%以上
B……達成度50%以上80%未満
C……達成度50%未満